

岡崎市C.G.C協会会則

(Clean Green Conservation)

(名称)

第1条 この会は「C.G.C協会」(Clean Green Conservation協会)という。

(定義)

第2条 この会則において「街路樹」とは、岡崎市が管理する道路に植栽された樹木をいう。

(目的)

第3条 C.G.C協会は、街路樹の清掃、除草、かん水等維持管理に協力し、会員相互の親睦融和をはかりもって地域環境の向上発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 C.G.C協会の会員は、前条の目的に賛同する町内会、子供会等の会員をもって組織する。

(結成の届出)

第5条 C.G.C協会の結成しようとするときは、様式第1号によるC.G.C協会結成届を市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第6条 C.G.C協会の代表者等の変更があった場合は、様式第2号によるC.G.C協会変更届を市長に提出しなければならない。

(事業)

第7条 C.G.C協会は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 街路樹を愛護し、常に清掃、除草、かん水、軽易な刈込等をし、街路樹の美化に努める。
- (2) 公共施設に対する愛護心を育成する。
- (3) その他目的達成に必要なことを行う。

(活動報告)

第8条 1 C.G.C協会は4箇月ごとに様式第3号による作業報告書を提出しなければならない。

- 2 C.G.C協会は毎年2月末までに作業写真(着手前、作業中、完了)を提出しなければならない。